

其由具有(1)勸業、中央及地方官廳ニ一

加會大衆黨並ニ日本労働組合會ニ一
實行式志

ノ諸法「ハ」國憲及民法、刑法、訴訟法、
即ち労働法、労働組合法、労働契約法、労働
ニ關テ並テ(ロ)夫業法制定ノ旨、(ハ)イ、
(ロ)イ、(ニ)「労働法制定ノ旨、(ハ)イ、
夫業法制定ノ旨、(ロ)イ、(ニ)「労働法制定ノ旨、

主 文

案ヲ承認ス

中二議案一「労働法制定ノ旨、(ハ)イ、
労働法制定ノ旨、(ロ)イ、(ニ)「労働法制定ノ旨、
(5)夫業法制定ノ旨、(ロ)イ、(ニ)「労働法制定ノ旨、

△第三分科會報告

(1)屋外労働者災害扶助法改廢並ニ適用範圍擴大ニ關スル件
原案ヲ承認ス

(2)交通事故特別裁判法制定ニ關スル件

「首題」「交通事故特別法ノ即時制定ニ關スル件」ト改メ主文
理由ヨリ「裁判」ノ字句ヲ消除シ理由ノ最後ノ行ニ「其ノ上
行政廳分ノ痛苦ヲナクシテ」ト挿入スルコト、シ原案
ヲ承認ス

(3)暴壓諸法令撤廢ニ關スル件

原案ヲ承認ス

(4)労働立法改廢並ニ制定促進ニ關スル件

主文「改正スベキ法規」ノ項中ノ労働保護法ヲ「制定スベ
キ法規」ノ中ニ入ル制定スベキ法規中自主的労働組合法ヲ單